

改正

平成25年3月1日告示第37号
平成25年8月21日告示第205号
平成26年2月19日告示第43号
平成29年3月31日告示第171号
平成30年8月30日告示第331号
令和4年3月18日告示第128号

安曇野市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が競争入札により建設工事の請負契約及び設計コンサルタントの委託業務を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設定する入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札は、一般競争入札及び指名競争入札のうち必要と認めるものとする。

(建設工事の最低制限価格の額)

第3条 建設工事の最低制限価格の額は、当該入札における予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以下、かつ、予定価格に100分の82.5を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額。以下「82.5パーセント相当額」という。）以上の入札者を当該入札の最低制限価格算定対象入札者とし、次に掲げる算定対象入札者数に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 3者未満 予定価格に100分の90を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額。以下「90パーセント相当額」という。）とする。
- (2) 3者以上 算定対象入札者の平均価格（小数以下は切捨てる。）に100分の90を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。ただし、当該額が、90パーセント相当額を上回った場合は90パーセント相当額を、82.5パーセント相当額を下回った場合は82.5パーセント相当額を最低制限価格の額とする。

(設計コンサルタント委託業務の最低制限価格の額)

第4条 設計コンサルタントの委託業務の最低制限価格は、当該入札における予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に100分の87.5を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

(落札者の決定等)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札した者を失格とし、落札者となし旨を告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、その者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者（同価の入札をした者が2者以上あるときは、政令第167条の9の規定により決定された者）とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、落札者を決定する際に併せて公表するものとする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札経過書に当該入札者を失格と決定した旨を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年10月1日以前に入札の公告又は通知があったものに係る入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月1日告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月21日告示第205号)

この告示は、平成25年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則 (平成26年2月19日告示第43号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第171号)

この告示は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則 (平成30年8月30日告示第331号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、施行の日以降に行う入札の公告に係る最低制限価格から適用し、同日前に行う入札の公告に係る最低制限価格は、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月18日告示第128号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、施行の日以降に行う入札の公告又は入札執行の通知に係る最低制限価格から適用し、同日前に行う入札の公告に係る最低制限価格は、なお従前の例による。